

知的自由の再検証

ポール・スタージェス
井上靖代 訳

ポール・スタージェス氏 (Dr. Paul Sturges) はラフバラ大学名誉教授 (図書館情報学) であり、国際図書館連盟 (IFLA) の表現の自由と情報への自由なアクセス委員会 (FAIFE) の第2代委員長を務められた (2003-2009)。2010年にイギリス女王より OBE を授与され、2011年には FAIFE よりメダルを授与されている。本稿は2015年5月31日 (日) に同志社大学 (主催: 同志社大学図書館司書課程 後援: 日本図書館協会図書館の自由委員会) で、また、6月6日 (土) に青山学院大学 (主催: 青山学院大学教育学会 共催: 日本図書館協会図書館情報学教育部会、図書館の自由委員会) で行われた講演原稿である。講演者によれば本稿はドラフトであり、さらなる調査研究に基づく論文を別箇に発表する予定とのことである。

はじめに

教育的に提供するものあらゆる段階で、メディアで、研究や論争で、政治やビジネスで、そして図書館のような情報機関で、知的自由は発展的社会への中心的重要性のある概念である。したがって、われわれは知的自由の意味と意義の本質を明確に理解するために、知的自由を信じている必要がある。知的自由の環境下でサービスを行う者にとって、知的自由を尊重することは、世界的な規範であると仮定するのはたやすい。特に、何世紀にもわたって、知的自由を享受してきた市民がいる国に住んでいる者にとっては、簡単なことである。もし、仮に求めるあらゆる情報を提供している世界規模あるいは地域規模のネットワークにアクセスできて、あなたが複数の海外の国の好ましいと思う仲間とともに働いていて、あなたが国連の「世界人権宣言」(1948) の表現の自由をうたう19条によって保護されているとわかっているのなら、たやすいことである。

「すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を超えると否と

にかかわりなく、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。」⁽¹⁾

少なくとも、こういった状況のもとで、知的自由は人々が熱望する規範である、とあなたは想像しているかもしれない。多くの社会や国、法的組織、宗教やその他の信仰組織では、この側面のすべてに、あるいは一部分に圧力をかけ続けていると知った時にさえ、同じように考えるかもしれない。したがって、時として、このことが必ずしもそう思われるわけではないことを想起しておくとうわかりやすいだろう。

2015年初頭頃に、知的自由についての講演のあとで、ある聴衆から穏やかだが探るような質問があったが、それは知的自由が普遍的ではなく、広範なものでもなく、人間性のすべての面で受け入れられていない、といった疑いを想起させるものであった。この質問に対して、世界人権宣言19条に普遍的な応用性があるものとして定義づけされているにも関わらず、もちろん普遍的に受け入れられていないとしても、知的自由が正当であると主張するのは必要なことであった。以下のことは、エジンバラにおいて質問されたことに対して考えた答えの概略である。

できれば、2015年後半ぐらいに、文書や論文などを基礎とした調査研究で、ある程度方向性を提示しようと思っている。ここでは、学術論文として付与すべき詳細な引用文献や書誌の参考文献が十分ではない。この質問についての答えとしては、不確かであやふやな調査結果となっている。

本講演の最終的な意図は、世界人権宣言19条について表面的な再断言ではなくて、「知的自由」という概念を、さらに堅固なものとして、信頼できる基礎として説明できるようにすることである。

その前に、知的自由という語句を使うことについて何らかのことを述べる必要がある。この語句は意見の自由（個人としての意見は決して公にされなくてもよいので断言できないのだが）や表現の自由（世界人権宣言19条で使われるこの語句は矛盾するが意見の自由を含んでいる）、情報へのアクセスの自由（知的自由の正当性を支持するため不可欠である）を含んでいる。この小文で言わんとすることは、これら3点についてであり、したがって、知的自由を包括する語句は、表現の自由として、一般的に使われていることよりも広い意味で使う。

文化的表現として扱う際の知的自由に対してなされる主張を、検討することから始めていく。次に、心理学や哲学・倫理学分野に関連する問題点の範囲について述べていく。最後に、脳の発達や子どもの学習に関連する科学を見ていく。最後の点は、個人や文化が知的自由を受け入れ、部分修正し、あるいは拒否するといった考えというより、むしろ知的自由が生物学的に避けられないこととしてみなせるように、神経科学が説明していることをさす。この小文では、人間の反応や行動は知的自由から完全に切り離されて

いることとして扱う。議論の多くが類推によって行われているといえるだろう。だが、この小文では、類似性や関連する例の内容、つまり殺人と宗教的信仰といったふたつのかなり多様な範囲に広く関連する内容よりも、知的自由についてしっかりと述べたい。

文化的現象としての知的自由

イスラム協力機構 (Organisation of Islamic Cooperation (OIC))⁽²⁾と称せられる組織は、最近、世界人権宣言19条を基礎とする知的自由について、はっきりした主張をおこなった。

事の起こりは2014年5月に、サウジアラビアの裁判所が、ライーフ・バダウィ Raif Baddawi が情報テクノロジーを管理する利用に関する法律に違反し、サウジアラビアの宗教的偶像を侮辱したとして、彼を有罪としたことである。彼は政治的社会的議論の場としてサウジアラビア・リベラルと名付けたウェブを立ち上げていた。より具体的にいうと、彼はサウジアラビアの宗教警察である「美德推進悪徳阻止委員会」(Commission on the Promotion of Virtue and Prevention of Vice) をあざけったとして告訴されたのである。判決では収監されるだけでなく、多額の罰金、メディア利用と移動の禁止、1000回の鞭打ちとなった。意外でもないが、アムネスティ・インターナショナルやほかの NGO 団体がこの裁定を批判した。世界で最も豊かで影響力のある国の1つの支配者が非難されるリスクを負わないようにと、少数の名だたる政治家たちがこの批判に同調した。スウェーデンの外務大臣であるマルゴット・ウォールストロム Margot Wallstrom はこれらの動きの主たる者であった。

しかし、イスラム協力機構 (OIC) からウォールストロムになされた答えは、この論争で最も興味深いものであった。裁定を擁護して、世界の「豊かで多様な倫理的基準」(OIC, 2015) に言及したのである。一見すると、表現の自由に関して、ふとした行いにもかかわらず、かなり過度の罰を受けかねないことから身を守るための旅行者向けパンフレットにある、ばかばかしい言語表現にも思える。しかし、倫理的基準は多様であり、(言外に) われわれが賞賛しているとする主張をそっけなく拒否していると考えれば、この主張に対する適切な対応とはいえない。

異文化を受け入れるためには、ほんの少し、深く、そして著しい違い、例えばアジアとヨーロッパにある国々の間の違いを考えねばならない。文化間で価値は異なる。明確な宗教的な例をあげて、それは何かを論じようとするなら、知的自由に関連して宗教に何らかの考えを持ち続けることになるだろう。しかし、それは「宗教とは何か？」という疑問を生じさせることとなる。2015年4月の調査 (WIN ギャロップ・インターナショナル2015) では、日本は人口の13%がなんらかの宗教を信仰していると主張している、

世界でもっともなんらかの宗教を信仰していると考えている人々が少ない国のひとつとなっている。イギリスでは人口の30%がなんらかの宗教を信仰していると主張しているが、94%がなんらかの宗教を信仰しているとするタイのようなもっと宗教的な国とは比較できない。別の見方では、日本では神道の価値に深く関わっており、精神的にはかなり認識している、という見方もあるのだろうが。それに比べると、イギリスの本気とはいえないキリスト教信仰の残存的なものの受容は、まったく異なる知的環境を生み出している。精神的な日本と宗教的にそんなに深く関わっていないイギリスとでは大きく異なるやり方で、倫理的思考のための効果的な場を形成できるとの事例にはならないかもしれない。もし、主張が倫理的思考というより倫理的「基準」でないのなら、OICの倫理的多様性についての言及は、ある種の擁護のようなものかもしれない。基準という語はおそらく頻繁に使われる質のレベルに応用してというより、むしろ、規範 norms といった感覚で使われるべきだろう。

したがって、この意味で、OICがバダウィ氏の事例のように、知的自由関係のことを話す際には、多様な倫理的基準の存在を引用することは適切だといえる。ただ、基準の多様性に適用する際に「豊かな」という言葉をOICが使うことについては疑問が残る。

われわれはこういった相違について公表すべきだろうか？文化という点で、われわれはもちろん一般的に違いを賞賛する。個人や社会での行動、服装、料理、音楽、芸術の違いは、あらゆる理由で、世界は生きていくのに興味深い場所であり、文化交流を通じて文化的に豊かになることができるとする。しかし、すべての文化的違いを賞賛すべきだろうか？人類文化学者は実際に「そのとおり」と答えるだろうし、興味深い現象として単に違いを観察するだろう。道徳哲学者は明らかにこの「科学的」位置から身を引いて、すべての人間性への適用と主張できるような普遍的原則を見出そうとするだろう。国連の「世界人権宣言」はそういった普遍的価値の宣言として主張している。ただ、依然として、これは普遍的となりうる薄弱な主張だが、西欧のユダヤ教とキリスト教の伝統が結びついた倫理的慣習の産物であると述べる強烈な事例でもある。もちろん、この普遍的「宣言」が真の価値あるものとして受け入れられる「べき」だとの主張で、つぶされる可能性がある根深い文化的相違性を特定することは難しくない。

このアプローチでの強力な事例として、性別では公平であるという普遍的原則を基本として、女性に対しての文化的対応を評価してみよう。もし、われわれが女性と男性は同じことを共有していて、異なっているということよりも重要だという考えを受け入れるとしたら、そして女性は男性と公平に価値があり、そのように扱われるべきであるという考えを受け入れるとしたら？男性と女性の間には、教育や雇用、市民権について不公平であることが是正できないなら普遍的ではないとすぐに指摘できる。さらに、文化的に別扱いされている慣習、例えばヴェールをかぶるとか女性を隔離するとか、強制的

な結婚、女性器切除（FGM）といったことが受け入れられないと指摘することになる。もし、このアプローチを続けるのなら、倫理的な事柄に応用する普遍的な原則を認知していこうとするだろうし、知的自由に関連する普遍的倫理基準に関わる質問に答えようとしなければならないし、どの基準が文化的に特別なのだろうか？

われわれはまた、われわれ自身に問いかける必要がある。つまり、すべての人々、あるいは多くの人々が実際に認められている社会において、どのような倫理的な思考をする人々が普遍的原則として認めているのだろうか。

ここに何らかの光を当てるために、社会心理学に直面する必要がある、知的自由についての対応と、その他の人間行動の意味ある要件のあいだに、ある類似性を利用する必要がある。

社会心理学と知的自由

皮肉なことに、素晴らしく明らかで、心温まる知的自由に関して、人類はすべて家族と考える見方は、1697年のある日、神への冒瀆の罪で死刑に処されようとしている、ある無神論者から発せられたものであった。エジンバラの学生であったトーマス・エイキンヘッド Thomas Aikenhead⁽³⁾は以下のように述べた。

「あらゆる人にとって真実に対してあくなき気持ちを持ち、あたかも隠された財宝のごとく追い求めていくことは、生まれつきの性質と一体化した原則である」

(Graham, 2008. p118)

裁判において、彼を咎め、彼の首にロープを巻きつけた人々は、彼がそう言ったあと、わずか数時間後に、想像しうる最も極端なやり方で、この主張に対して効果的に反論しようとしたのである。エイキンヘッドの主張は、人間の先見性によるところのものであり、個人がその思考や行動に十分な責任を負わざるを得ないことと同じである。世界中の住民の大多数にとって、このことはおそらく奇妙な主張に思えるかもしれない。というのも、こういった主張は、無分別な者によってのみなされるだろうと考えてられているからである。エイキンヘッドが自分だけが例外だと思っている以上に、典型的な17世紀のスコットランド人の個人主義からみると、明らかに文化は多様である。現代ヨーロッパやアメリカ、ほかの地域の個人主義的社会からすれば圧倒的に多様なのである。

世界の多くの社会、ほとんどの地域では、倫理的思考を知らしめ活気づけることは、その地域での価値観となっている。そういった社会で重要とされることは、家族や智慧、それに父親（母親も）への愛情であり、地域リーダーや政治家、年長者、文化的名士の

唱導であり、僧侶やほかの宗教的指導者たちの教えや信仰の教義であり、選挙で選ばれた政治家や選ばれたわけではない指導者、支配者らの指導である。そういった社会では、人々はお互いに助け合い支えあっているが、同じくお互いを管理し、その伝統的な信念を壊しかねない逸脱した考えや出来心といったことに圧力を加える。そういった社会で疑問を呈しないということは、安寧で協力的である。疑問を呈する者にとって（われわれすべてがそうだとエイキンヘッドが主張したように）、そういった価値観は耐えられないくらい息苦しいものとなり、異議を唱えざるをえないか、あるいはさらに自由な知的自由を求めて、その社会から出ていかざるをえない。このことを心にとめて、われわれは文化が異なるということを単純に受け入れる以上のことをなすことができる。イスラム協力機構（OIC）が文化は多様であり、異なるやり方で倫理的理由をつけ基準がある、としたことは認めることができよう。ただ、それにも関わらず、道徳的思考の表面下にあることを探究するのなら、人間にとってすべて共通であるわけでもなく、束縛されない個人の産物でもないという駆り立てるような力を見極めることができよう。

社会や個人、それに道徳的思考の間で相互作用をおこすこと、あまりに異なるので全く見当違いと思われるようなことも例としてあげることができる。この極端な例として、殺人、つまり他人を殺すことについての文化的対応をあげよう。殺人は世界中で否定されている。多くの文化や司法制度では、殺人を非合法的行為としてみなしている。例外として、厳密に説明可能な自己防衛や非難できないような事故がある。決闘や血で血を洗うような不和は過去数世紀にわたって、多くのヨーロッパでは、社会から追放されている。しかし、アルバニアやジョージア、ほかの2・3か所ではこういった争いは残っている。

しかし、個人による殺人は文化的に否定されることがまったく普遍的に確立されているわけではないことは重要である。例えば、ケニアやタンザニアに住むマサイ族にとっては、自分たちが住む国の司法制度を受け入れることは困難である。この困難さのひとつに、もしある男が我慢できないほど怒っているならば、その無礼な相手を殺すことは当然であり、非難されるべきことではない、という文化としての感覚がある。さらに極端な例として、東エチオピアのアファール Afar 族の間では、ある男が他人を殺すことで自分の男性性を表明することは当然のこととされてきた。この殺人は怒らせる必要はなく、「正当化」することもない。他人の生命を、たとえ卑劣な、だますようなやり方で奪ったとしても、その殺人者のベルトに結び付けられた結び目によって賛美される。これらは例外であるが、それでもある程度の心理的レベルにおいては、社会や文化を超えて存在する殺人があるのだとわれわれに知らせてくれる。

われわれはこの皮肉な例を覚えておかねばならない。というのも様々な国の司法制度は、犯罪を懲らしめる権利を自分たち自身に持たせている。殺人だけでなく、レイプや

ドラッグ取引に対して死刑執行している。さらに、大衆の意見も実況放送や世論調査、国民投票に示されているように、ある種の犯罪に対して適切な対応として中央政府による処罰を認めているのである。イランや中国、合衆国のいくつかの州では、司法による殺人を認めている。これらの地域では、疑いもなく司法による殺人の事例は、個人が殺人を起こしたか否かで、ある程度文化的に認められている。また、国は軍備を有しており、国家安全のための政策があり、抑圧的な程度ではあるが戦争をおこなっている。どの社会あるいは司法制度においてでも、個人が殺人をおこなったことを違法とするかどうかを選択し、同時に、同じ権利として、多くの人々を兵士として訓練し人を殺すための兵器を渡しているのである。

従軍経験は、おそらく殺人が人間にとって自然なことなのかどうかを知る手がかりを見つかることができる一方、多くは法律によって広く抑えられている。ある兵士は人を殺すことができるが、単に心理的にそうすることができない兵士もいることは明らかである。よく知られているが、おそらく憶測的な示唆として男の15から20%（女も？）が他人を殺すように自分たち自身をけしかけることができるだろうとされている。この示唆は、第一次世界大戦時に S. L. A. マーシャル (S. L. A. Marshall)⁽⁴⁾によって議論された、兵士についての発見に基づいている。

マーシャルの主張では、戦っている男たちの多くは敵を直接見て発砲して殺さないようにしている、というものである。このことを言い換えれば、マーシャルの主張はまったく除外することなくありうるとしている。このことは、最大20%の割合で（ある種の心理的实践をもたらしているいくつかの事例を含む）他人を殺すことができ、そのことで心理的ダメージを受けないだろうとしている。残りの80%の人々は、時として殺すこともできるが、現在言われている外傷性ストレス (PTS) を発症すると思われる。まとめていうと、殺人はわずかな人々にとってのみ自然なことであり、大多数の人々にとっては不自然なことが言える。もちろん、殺人に対する人としての反応の範囲がある。

殺人は、様々な形で対応、もちろん人間の行動のあらゆるほかの側面にもさまざまな混乱をひきおこすことがみられる。われわれがひきだそうとしている結果は、人間の心理では人々の志向が統計的に予想できるやり方が多様であることを鑑みて、可能性の範囲を超えて多様であることを示している。不幸なことに、どれくらいの割合の人々が、われわれが前にあげた意見の自由や発言の自由、情報への自由なアクセスといった多様な側面をもつ知的自由を、本来的に受け入れているかどうかを知る手段がない。仮説的には、自分のこととして知的自由を純粋に拒否する少数の人々がいたり、マーシャルの言う15~20%の人々が積極的に殺すという求めに応じるのかもしれない。もし、議論のために、20%という数字をあげて、知的自由を拒否する人々がいるとするなら、考慮すべき多数の人々が同じようなレベルで知的好奇心を体験するだろうといえる。それなら、

さらに、その多数のうちの20%がおおよそエイキンヘッドのような熱心な先見性をもっている」と提案できる。知的自由に力を与える好奇心は、エイキンヘッドがいうように、すすめていくとなくなってしまうものばかりではなく、毎日の生活や仕事、あるいは趣味や娯楽活動による情報を追い求めることで、刺激を促し狭い範囲だが追い求め続けるものであり、うわさ話やトリビアのような内容で満足するような好奇心を阻害するようなものと同じである。以下のような図で示したようなものである。

知的自由への反応の範囲 (スペクトラム)		
20%	60%	20%
知的には受動的	知識へは限定的な要求	自由な精神
権威を受け入れる	うわさやトリビアに夢中	すべてに疑問をもつ
疑問をもたない	余暇情報を求める	(体制にとっては)危険な考えを探る
他者を圧迫する	仕事や毎日の生活情報を得る	制限なし

ここに例示した仮説が、なんらかの推定を実際にひきだすのなら、世界人権宣言第19条は、人間が求めることへの手堅い反応というよりも、信じることへの表現であろう。しかし、正確かどうかの判断範囲 (スペクトラム) は、十分に形成されうる人間精神の概略を表現しているだけである。知的自由を代弁し主張するためには、さらに確信できるような何かを提示する精神の発展に関わるなんらかの重要な疑問を提示するべきである。

知的自由と人間の脳

別の理由づけを、人間の脳について急速に発展している知識から引用し、21世紀への神経科学へと誘う。神経科学は事例研究の証拠や不可侵の実験、そして不可欠なのはテクノロジーから得られる数値である。脳波計、ポジトロン断層法 (PET)、機能的磁気共鳴断層撮影装置 (fMRI)、脳磁気図記録法 (MEG) である。これらのテクノロジーは様々な形でスキミングしていくことで、多くの精神的な活動中、脳の一部は活発であると認知可能な実験をおこなっている。

翻って、これは学習や問題解決、本能的な反応への洞察となる。神経科学が発見したことは、非専門家が読める大衆的な図書やジャーナリズム、放送といった形で、積極的にかつ膨大に公表されている。最近でも多く図書が出版⁽⁵⁾されている。(Goldblum, 2001 ; Winston, 2003 ; Zimmer, 2005 ; Edlman, 2006 ; Gay, 2009 ; Hood, 2009 ; Appleyard, 2011 ; Churchland, 2013 ; and Kaku, 2014) 雑誌記事や新聞記事、図書

書評の形ではあまりに多すぎてあげられない。ニュー・サイエンティスト New Scientist 誌に掲載された記事内容の価値ある要約⁽⁶⁾は特に有用である。(New Scientist: the Collection, 2015) 大衆向き文献に掲載されるものの多くは推論にすぎず、いくつかはまったく非現実的な内容であると認める必要があるが、それでも有用なものもある。特に、この大衆向け文献の発展により、筆者は議論の流れをより理論的に根拠を示した文にまとめた⁽⁷⁾。(2006)

子どもの学習に関連し発見されたことについて大衆的な神経科学の報告書を見てみると、知的自由に応用できる内容がかなりあることがすぐにわかる。子どもの脳への刺激の流れは、味覚や嗅覚から視覚や聴覚への言語や数値、ほかのシンボルなどで記号化された信じがたいほどの複雑なメッセージを受け入れており、単に情報を受けとっただけでなく、考える力を発達させ支えている。

新生児はすぐに刺激を認め始め、なにかが起った際にはそれを認知し、再発することを予想することさえおこなう。乳児は、自分たちの唇が母親の乳首に接触しようと求めた瞬間から、感覚からのメッセージに反応していることが観察されている。ただちに、乳児は目の前の環境を知り、誰がめんどろをみているかを認知する。脳内の変化と成長は、理解力発達の中核であるが、一方では、刺激の流れの受容を求めている。神経科学ではこの人間生活の初期段階で多様な感覚とともに形成していく範囲内で、脳の活動の増加を計測することが可能である。乳児の最初の数か月での肉体的調和の発達と、著しく発達する距離感と空間感覚の受容、それについて1歳までに前頭葉は活発化していく。この段階において観察すると、乳児は特に視覚的刺激と聴覚的刺激を通じて他者を受け入れていく中で、どちらかを集中して選べるようになり、他の選択をすることもできるようになる。その後、子どもは理解し言葉を使う能力を発達させていき、ほかの人間によって提供された記号化したメッセージから過程と利益を獲得していく。重要なことは、見つけ出すという過程や認められたことを理解するように構築していくことであり、この理解のための基礎的行動をおこなうが、それは単に学んだことの反応というわけではない。乳児の神経系の資質は、到達した情報と折り合いをつけていく基礎的能力を有しており、さらに脳がそれを求めている。

成長してからでは、子どもの経験で起こることで思い出せるようなことはほとんどなく、大人はこの乳児期のことを思い出せない。しかし、活動のレベルは激しいものである。もっとも活発な部分は海馬であり、特に大脳皮質の襲は経験したことを長期間の記憶にする。子どもが自己認識を発達させると思われる頃までに、意味記憶を形成していく過程で、いったん大脳皮質の襲が十分に伝達可能なまでに発達していくと、記憶保持が可能になる。乳幼児は5歳になるまでに意識を受容したということが観察できるが、興味深いことに、刺激に対する反応面で神経的活動を計測すると、大人に比べて明らか

に遅い（1000分の1秒程度の計測では）。乳児の大脳皮質の前頭葉は脳の異なる部分で情報を伝え共有するのだが、この年齢時期ではまだ成長中といえる。また、神経突起は脳の様々な部分をつなぐものであるが、ミエリン鞘が十分に発達していないので、情報のなめらかな移動の助けとなるようである。この段階では、子どもは大人に比べると、影響を与える特別な側面に焦点を当てにくい。同時に多くのことを受け入れることになるからである。脳は刺激の爆撃下にあり、だんだんより分ける能力が発達し、過程を経て、ある程度蓄積していくようになる。乳児の脳は大人のそれよりも形成されたばかりであり、感覚の流れはその脳がある型に形成される責を負っている。その経験は豊かで、さらに激しく感情的で、主観的である。言語スキルの発達はこちらの発達と同時進行であり、理解し、記憶を形成していくようになる。したがって、自己の存在感を増している感覚や、相互により強力に発達させる言語習得は、容量を増やし有益な記憶を推論していくことで人間として形成されていく。

この意義としては生物学的に普遍的であるといえる。乳児の脳に起こることについての科学的意見では（意識的に、また無意識的に）、確かに変化し、発展している。脳と神経接続の多様な器官の機能は、依然として、部分的に不完全に理解されているにすぎない。

しかし、明らかに、乳児が刺激に対して反応し、その豊かな刺激の範囲を限定する処理能力において、極端に干渉していくことは危険である。乳児にとって必要なのは、聴くことや見ることで、さらにさわることで感覚にさらされることであり、また、話したり、おはなしや歌、本を見せることが必要である。

乳児は、基本的に知的自由を体験しているのであり、われわれが好ましくないと思うことでも、連携を許容するように支えられたり育てられたりしているのであるが、選べる豊富な感覚とコミュニケーションを提供されているのでもある。別の選択は考えにくい。というのも、自立的で創造的な思考となるかもしれないと考えるよりも、不完全に発達した脳はあまり有能ではないと指摘されているからである。脳の処理能力の速度は年齢によって遅くなるが、精神的活動を遅らせるものではなく、神経接続が人生のこの初期段階で、さらに生涯をかけて学習と経験を蓄積していく。精神的機能の持続的活動が、能力や機能を失うことで遅くなっていくようである。知性を計測できるレベルでは（遺伝子の要因で）かなり遺伝してきたものによるところが多いようである。すべての子どもは個人的な環境と学習スタイルを積極的に形成した世界に入っていく。このことは子どもたちが学習を最大限にし、遺伝子上不公平な不利な立場から埋め合わせをしていく可能性があることになる。情報へのアクセスができて、それを処理し利用する狙いがある適切な教育（通学するよりも）が不可欠である。知的自由でのさらに強力で明確な事例は想像しにくい。脳の要求と知的自由は処理をおこなわせ、脳が最善の努力を払っ

て機能し始めるようにしている。知的自由について理を説くことで、知的自由はもっとも完全に基礎的な種類の人間性の権利であるといえる。

さいごに

それでは、文化はそれぞれの倫理的アプローチでは意味ある相違性があり、提供する情報環境を取り巻いていると認めよう。さらに、社会心理の初歩的な側面を探究するならば、世界の成人が知的自由に対する反応の範囲での位置に甘んじているだろうと認めよう。(本来有している自由や問題点への嫌悪を含む範囲)

このことは「知的自由を人権として扱う実質的根拠は何か？」という質問を残す。その答えは、神経科学が提示しているように、大人は無関心や反感を含む知的自由に対する反応の範囲に安住してしまっているのだが、子どもにとっては同じことではないということである。子どもは学びたいか、学びたくないかについて選択しないし、あるがままに、猛烈な速度で学ぶ。したがって、われわれは、意見や表現の自由、情報へのアクセスといったものをまず最初に子どものために、それから大人のために支持する。もし、このことが新しい人類を生み出さないのなら、少なくとも、子どもたちを保護し、子どもたちが育ち、最も創造的な影響を受けるようになるために、大人たちを信頼していくことになる。だからこそ、われわれは世界人権宣言第19条を固守することが、知的自由を促進する人々すべてにとって、人間性に支配されるものとして不可欠なのである。

謝辞

筆者はエジンバラ大学人文学会のエド・バナブル氏に感謝を表明したい。2015年5月25日の講演後に彼がだした質問に対して。この小文は有効な答えを見出すための試みである。

注

- (1) 国連「世界人権宣言」外務省仮訳 <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/udhr/>
- (2) Organisation of Islamic Cooperation (OIC) <http://www.oic-oci.org/oicv2/home/>
アラビア語・仏語・英語版のみ
- (3) Thoma Aikenhead 1697年18才のエジンバラ大学学生のアイクンヘッドは旧約聖書はエズラの昔話と称し、キリストはエジプトで魔法を学び、その実行を奇跡と呼ばれていると話したことで逮捕された。のちに彼はすべてを撤回したが死刑を言い渡され絞首刑になった。宗教冒瀆を理由として死刑になった最後の人物として有名である。
参照；スコットランド教育局 <http://www.educationscotland.gov.uk/scottishenlightenment/before/index.asp> (2015年5月30日確認)
- (4) Samuel Lyman Atwood Marshall (1900–1977) 第二次世界大戦と朝鮮戦争についての軍所属の歴史家。*Men Against Fire: The Problem of Battle Command*. Washington DC:

- Infantry Journal, c1947 という著書がある。
- (5) Goldblum, N. (2001) *The brain-shaped mind: what the brain can tell us about the mind*. Cambridge: University Press.
- Winston, R. (2003). *The human mind and how to make the most of it*. London: Bantam Books.
- Zimmer, C. (2005). *Soul made flesh: the discovery of the brain and how it changed the world*. London: Arrow Books.
- Edelman, G. (2006). *Second nature: brain science and human knowledge*. New Haven: Yale University Press.
- Gay, V. (2009) Ed. *Neuroscience and religion: brain, mind, self and soul*. Lanham MA: Lexington Books.
- Hood, B. (2009). *Supersense: from superstition to religion — the brain science of belief*. London: Constable.
- 邦訳名『スーパーセンス：ヒトは生まれつき超科学的な心を持っている』ブルース・M. フード著 小松淳子訳 合同出版、2011
- Appleyard, B. (2011). *The brain is wider than the sky: why simple solutions don't work in a complex world*. London: Weidenfeld and Nicolson.
- Churchland, P. (2013). *Touching a nerve: the self as brain*. New York: WW Norton and Co.
- Kaku, M. (2014). *The future of the mind: the scientific quest to understand, enhance and empower the mind*. New York: Doubleday.
- 邦訳名『フューチャー・オブ・マインド：心の未来を科学する』ミチオ・カク著 斎藤隆志訳 NHK 出版、2015
- (6) New Scientist: The Collection (2015). The Human Brain. 2(1).
- (7) Sturges, P. (2006). 'Why intellectual freedom matters'. In: Information, Innovation, Responsibility: Information Professional in the Network society. *Proceedings of the 14th BOBCATSSS Symposium, 30th Jan. — 1st Feb.* 2006. Tallinn, Estonia. Tallinn: Department of Information Studies, pp431-439.
- (ポール・スタージェス。ラフバラ大学名誉教授、いのうえ やすよ。日本図書館協会 (JLA) 図書館の自由委員会委員、国際図書館連盟 (IFLA) 情報への自由なアクセスと表現の自由委員会 (FAIFE) 委員)